

姫路市就学援助準要保護者認定基準

姫路市就学援助実施要綱（平成19年4月1日制定）第2条第2号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前年度又は当該年度において、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の停止または廃止の措置を受けた者
 - (2) 児童生徒が属する世帯の前年の総所得（給与所得控除後の金額又は必要経費控除後の金額）が、別表の金額以下の者
 - (3) 児童生徒が属する世帯の保護者等が失業又は廃業によって無職の状態になった場合において、その者の当該年の所得見込額と他の世帯構成員の前年の所得を合算した金額が、別表の金額以下の者
 - (4) その他特別な事情があると市長が認める者
- 2 前項第4号の特別な事情の認定に当たって、市長は、必要に応じて校長又は民生委員・児童委員の意見を求めることができる。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表

世帯構成員の人数	総所得
2人	174万円
3人	210万円
4人	248万円
5人以上	1人増すごとに38万円を加算